

包括外部監査の結果に係る措置通知について

1 措置通知があった包括外部監査

平成27年度	「外郭団体等の財務事務執行及び経営管理について」
平成28年度	「高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について」
平成29年度	「生涯学習、文化芸術及びスポーツ振興の施策に関する事務の執行及び管理運営について」
平成30年度	「農林水産業の施策に関する事務の執行及び管理運営について」

2 いわき市長から措置通知があった日

令和元年8月22日

3 措置通知の内容

別紙のとおり

※ 様式1「包括外部監査の結果に係る措置通知書」に記載されている「措置の種別（取扱い方針5(1)ア～ウ）」について

ア 監査結果に基づき、または結果を参考として改善策を講じたもの。

イ 指摘等を受けた事項について、遡及しての是正改善はできないものの、その後の事務執行に当たり、指摘等の趣旨に則り是正改善したもの。

ウ 遡及しての是正改善ができず、かつ、同種の事務執行が発生していない事項であって、担当部局としての改善方策が決定したもの。

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(44 頁)</p> <p>いわき市における農林水産業の施策に関する状況について</p> <p>(「いわき市農業・農村振興基本計画」における進行管理表の審議委員会への提出時期等について)</p> <p>平成 30 年 2 月に提出された進行管理表の実績数値は平成 28 年度の実績によっているため、平成 28 年度に対する審議委員会委員の意見は平成 30 年度に反映されることになり、次年度の事業計画に反映させる趣旨に反している。したがって、進行管理表の提出及び審議委員会開催時期を早めるか、開催時期は現在通りとし、当年度の暫定値を用いて協議・検討を行うか、いずれにせよ審議委員会委員の意見を次年度の事業計画に反映させる必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 30 年 2 月、審議委員会に提出した「いわき市農業・農村振興基本計画」の進行管理表につきましては、他の行政機関等が集計する数値など、年度途中で暫定値を算出することが困難である項目もあったため、平成 29 年度の暫定値ではなく、直近において実績値が確定していた平成 28 年度の進行管理表を提出したためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>進行管理表の数値等につきましては、他の行政機関等が集計する数値など、年度途中で暫定値を算出することが困難である項目を除き、当年度の暫定値等により協議・検討を実施し、審議委員会の意見を次年度の事業計画等に反映できるよう努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(60 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(定款の入手について(いわきの里鬼ヶ城管理費))</p> <p>「いわきの里鬼ヶ城指定管理者募集要領」では、定款を入手することになっているが、現行の会社法規定に沿った定款を入手していない。定款が法的に合致しているかどうかの確認は、株主である市の責任としての役割であることから、適切な定款の更新を要請し、修正の確認をする必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>現行定款につきましては、平成 23 年 5 月に改正されていましたが、先方において改正前の定款を誤って提出したこと及び市における確認が不十分であったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>現行定款は会社法の規定に沿ったものであることを確認し、改正後の定款を入手いたしました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(60 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(貸与備品等の管理について(いわきの里鬼ヶ城管理費))</p> <p>貸与備品の管理状況を現地で確認した結果、備品台帳一覧表と不一致(既廃棄、管理番号不明)となっている物件が散見された。「いわき市財務規則」第 277 条では備品の管理規定が設けられており、今後、貸与備品の棚卸を実施し、備品台帳の整備を進める必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>使用不能になり廃棄した貸与備品について、指定管理者から市への報告がなかったことや、貸与備品の棚卸を実施していなかったことから、現存する貸与備品と指定管理協定書の物品明細及び備品台帳に差異が生じていたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、貸与備品と協定書の物品明細及び備品台帳の突合を行い、適正な備品台帳を整備するとともに、貸与備品が使用不能となった場合の市への報告を着実にを行う体制を強化し、再発防止を図ります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(62 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(施設管理状況評価票での評価について(いわきの里鬼ヶ城管理費))</p> <p>施設管理状況評価票では、「課題がある場合の今後の改善方法」も記載するようになっている。特にここ近年は、利用者数の停滞、管理受託収入や東電賠償金収入の減少により収支が悪化しているが、評価票ではそのことに触れた上で今後どのような対応を取るかのコメントがない状況が継続してきた。このような記載状況では実質的に評価していないと言わざるを得ない。前年度より実施している中山間地域活性化モデル事業にも触れ、全体としての今後の見通し等の記載も必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>評価票における「今後の改善方法」について、直近におきましては、集客率の向上策について明記しておりましたが、具体的な収支改善策につきましては、指定管理者の経営状況等について、分析が不十分であったため、記載しておりませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>㈱いわきの里鬼ヶ城の厳しい経営状況を踏まえ、平成 30 年 12 月から、運営体制の強化、支出の削減、収入の増加の 3 つの視点から調査、分析を行うプロジェクトを実施し、その成果を令和元年 5 月に㈱いわきの里鬼ヶ城に対し提言を行い、現在、これに基づく経営改善策を実施しているところです。</p> <p>今後におきましても、経営改善に向けた継続的な取り組みの実施とともに、評価票にその具体的な取組内容についても記載していくこととします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(66 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(与信管理について (営農資金預託金))</p> <p>農協から提出された営農資金貸付実行報告書を読覧したところ、その特記事項において、「同額書換」との記載のある貸付先があった。担当者に質問したところ内容不明との回答であり、農協に確認依頼したところ、貸付先で資金不足により返済が滞っている状況であることが判明した。今後、貸付先に関する返済状況について与信管理を十分に行う必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわき市営農資金融資制度運用当初から、資金運用については、借受者の経営状況の確認等を含め、預託先における業務の一環であり、また、与信管理についても、預託先で行うものであり、市で行うべきものではないと認識しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>市の認識について、改めて預託先に確認したところ、資金運用に係る借受者の経営状況の確認及び与信管理等については、預託先にて対応すべきものであるとの市と同様の認識であり、今後におきましても、双方共通認識のもと当該事務を進めてまいります。</p> <p>ただし、市におきましても、融資資金の原資を預託する者として融資及び償還状況について把握する必要があることから、適宜、預託先へ関係資料の提供を求め、情報収集に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(72 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(起案書の決裁日付の未記入について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>「第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金の確定(伺い)」の起案書について、同起案書は平成30年3月31日に起案され、課長の決裁を受けているが、決裁された日付が未記入である。今後注意を要する。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>決裁後、決裁日の記入を失念していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>起案書に決裁日を記載しました。</p> <p>今後は、いわき市文書等管理規程に基づき、決裁後の起案文書への決裁年月日の記載を徹底します。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)				
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ	
	意見または要望とする事項	措置した内容等		
	<p>(74 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(「第四期新農業生産振興プラン推進事業補助金台帳」の事業効果の検証について (第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>事務マニュアルでは、事業主体において、事業実施後 5 年間は補助金台帳を提出することになっている。補助金台帳には、事業効果の測定項目として一律、栽培農家戸数、栽培面積、生産量に関して、目標年度と各年度の実績を記載するようになっており、事業効果の進捗管理を行うこととなっている。補助金台帳を閲覧した結果、栽培・生産量の増大に直結しない事業でも同一の指標値を使用している、また、当初想定していた栽培農家の退出や進捗率が悪い ため、実績値が減少している場合等に関しそれらの検証、記載がなされていない等、現状では実質的な事業効果の検証が不十分と考えられ、整備が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>補助事業における効果の進捗管理を行うため、補助金台帳を整備し、基本的には事業効果の測定項目として、栽培農家戸数、栽培面積、生産量に関して、目標年度と各年度の実績を記載することとしておりますが、この他、補助金台帳の様式中、「上記項目 (栽培農家戸数、栽培面積、生産量) では費用対効果を図れない場合に記入」とされる欄を設けていたにもかかわらず、これを活用しなかったため、十分に事業効果の検証がなされなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>補助金台帳の様式には「上記項目 (栽培農家戸数、栽培面積、生産量) では費用対効果を図れない場合に記入」とされる欄が設けられていることから、上記項目では測れない場合の効果や実績値等の減少の要因等について、記入を徹底するとともに、必要に応じて申請者から聞き取りを行うなど、事業効果の検証に努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(77 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(効果検証について (農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費))</p> <p>実施計画において、効果検証として、「いわき市まちづくり市民会議」で検証を行うものとされているが、当市民会議の議事録等を閲覧した結果、当該事業を具体的に取り上げ、検証をしている訳ではない。効果検証の体制としては不十分なものと考えられ今後留意する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>地方創生推進交付金実施計画に位置付けた「農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費」は、いわき創生総合戦略の17の政策パッケージのうち、「稼げる農林水産業プロジェクト」に紐づく事業の一つであり、これまで、「市まちづくり市民会議 (現行：市総合計画審議会)」においては、いわき創生総合戦略に位置付けられた各プロジェクトの成果指標 (KPI) の達成状況等について報告するとともに、委員から意見を伺ってきたところです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度以降、同会議における報告資料について、交付金対象事業の記載にも留意するものといたします。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(79 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定申請者の暴力団等該当性の確認時期について (フラワーセンター施設運営費))</p> <p>指定管理期間は5年となっており、平成29年度現在の指定管理者の選定は平成25年度に実施されたが、審査前には指定申請者が暴力団等に該当しないか、市は警察署に照会することになっている。選定機関による選定候補者の決定は同年10月16日となっていたが、警察からの回答書は同年11月1日の事後となっていた。仮に該当していた場合、候補者選定を最初からやり直すリスクがあり、決定前に回答書を入手できるようスケジュールを組む必要があった。今後十分に留意する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「いわき市指定管理者制度に関する事務処理要領」に基づき、指定管理者が暴力団等に該当しないか警察署に照会することとしていましたが、スケジュール管理が十分ではありませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後は、候補者の審査前に警察からの回答書を入手できるよう、スケジュール管理を徹底します。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(80 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定管理者側での収入の扱いについて(フラワーセンター施設運営費))</p> <p>現在、講座収入や花苗販売収入は指定管理者側では自主事業収入という認識であり、その認識に基づいて、事業計画書や事業報告書等の報告が行われている。基本協定書によれば、自主事業とは、「協定書に指定した本業務以外の業務で、乙(指定管理者)が自己の責任と費用において実施する業務のことをいう。」とされているが、講座開催費用や花苗販売のもととなる植栽育成費用は、指定管理料に含まれており、定義の「自己の費用において実施」されている業務には当たらない。また、講座開催はもとより販売される花苗もその植栽育成から生じており、「協定書に指定した本業務」の範疇に含まれるものと解する。以上より、両者を自主事業と見ることは適当ではなく今後改善の必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>講座収入や花苗販売収入が基本協定書に指定した本業務の内容であるにもかかわらず、自主事業としての取り扱いをしてしまったためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度につきましては、講座開催や花苗販売のもととなる植栽育成について本業務の範囲であるとの共通認識により事業計画書が作成、提出されております。今後においても、本事業における指定管理者との共通認識を図りながら、適正な事務の執行に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(80 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (運営協議会の設置について(フラワーセンター施設運営費))</p> <p>基本協定書によれば、「本業務を円滑に実施するため、運営協議会を設置する。詳細については設置要綱にて定める」ことになっているが、現在まで設置されていない。また、「運営協議会に、関連団体、外部有識者、市民等に参加させることができる」とされており、今後のフラワーセンターの管理運営を考えた場合、協議会にはできるだけ幅広い参加者を募る必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>運営協議会につきましては、これを設置することなく、その設置目的である「本業務を円滑に実施する」ことが実現できていたことから、その設置を見送ってきたところです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>運営協議会の設置目的として「本業務を円滑に実施する」こととしておりましたが、これまで、管理運営に支障をきたす事案が発生しなかったこと、また、指定管理者において、入園者向けのアンケートを実施することで、その意見や要望を管理運営に反映させていたこと等により、円滑な管理運営を行っており、これらの理由から、令和元年度新たに締結した基本協定書において、協議会の設置に係る条文を削除したところであります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(80 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(貸与備品の管理について(フラワーセンター施設運営費))</p> <p>貸与備品の管理状況を現地で確認した結果、備品台帳一覧表と不一致(有姿除却)となっている物件があった。また、指定管理者によると他にも台帳と現物の不突合のものがあるとのことであり、「いわき市財務規則」第 277 条では備品の管理規定が設けられており、今後、貸与備品の棚卸を実施し、協定書の備品一覧及び備品台帳の整備を進める必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>使用不能になり廃棄した貸与備品について、指定管理者から市への報告がなかったことや、貸与備品の棚卸を実施していなかったことから、現存する貸与備品と指定管理協定書の物品明細及び備品台帳に差異が生じていたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、貸与備品と協定書の物品明細及び備品台帳の突合を行い、適正な備品台帳を整備するとともに、貸与備品が使用不能となった場合の市への報告を着実にを行う体制を強化し、再発防止を図ります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(81 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(事業報告に添付される予算執行状況表の管理について (フラワーセンター施設運営費))</p> <p>事業報告書に添付される予算執行状況表の中で、予算額と執行額が比較的乖離している項目については指定管理者にその説明が求められるが、具体的理由の記載がないものがあり、市も予算額との乖離理由について究明していなかった。今後、市はそのような場合には指定管理者に究明を求める必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者と締結している基本協定書において、予算額と執行額との乖離があった場合について、その説明を要する規定がなかったこと、また、これらを想定した具体的な意識共有が図られていなかったことから、今回の事案が発生したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後においては、予算額と執行額に比較的乖離がある項目については説明を求めるとともにその要因について究明してまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農地課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(94 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(川前地区農地周辺等追加除染業務に係る発注者支援業務委託に係る起案について(除染推進事業費(繰越明許)))</p> <p>当該業務委託に当たっては、指名競争入札により業者を決定している。</p> <p>通常、業者選定において業者選定理由が記載され、一定の要件を満たした業者に指名連絡がなされているが、業者選定に関する理由の記載が確認できなかった。</p> <p>一定の競争性は確保されているものの、業者の選定理由は重要であることから、記載に漏れないようにする必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本件は「事務事業委託業務」であるため、指名業者の選定は業者選定委員会によるものではなく、起案書による決裁により決定しておりますが、起案書には業者選定の理由が記載されている一方で、委託設計書に添付してある業者選定(案)には業者選定理由の記載が漏れていたことによるものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>業者選定理由につきましては、起案書に記載のうえ、いわき市職務権限規程に応じた決裁を受けておりますが、「業者選定(案)」に明確に記載するなど改善を図ってまいりたいと考えております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農地課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(95 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(随意契約の理由書等の添付について(国土調査事業費))</p> <p>市では、随意契約を行う際には、随意契約の理由書及び随意契約確認表の作成が義務付けられているが、国土調査成果修正事業の業務委託に関して、これらの書類が作成されていなかった。</p> <p>当該件数は平成 29 年度では 12 件、その内、委託費が 50 万円を超えるものが 7 件あったが、市の「財務規則」第 128 条によれば少額随意契約の額は、今回の場合 50 万円未満であり、50 万円以上の場合には第 2 号以降の理由が必要となる。</p> <p>随意契約は競争入札の例外であり理由書等で明確化するよう早急に改善する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>不動産の表示に関する登記に必要な土地及び建物の調査測量業務の報酬額については、市と福島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間において、単価契約を締結していることから、国土調査成果修正に係る測量業務についてもこれを使用しているところであります。</p> <p>そのため、測量業務の随意契約を行う際にも、この単価を使用する限りにおいては、理由書等の作成は不要であると誤った解釈をしておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>市財務規則第 128 条及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に基づき、随意契約の理由について明確化するため、理由書を添付することとし、平成 30 年度の途中から事務改善を図ったところであります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(106 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(おふくろの宿について(貸与備品の管理について)(林業施設管理費))</p> <p>貸与備品の管理状況を現地で確認した結果、備品台帳一覧表と不一致となっている等問題が散見された。</p> <p>「いわき市財務規則」第 277 条では備品の管理規定が設けられており、今後、貸与備品の棚卸を実施し、協定書の物品明細及び備品台帳の整備を進める必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>使用不能になり廃棄した貸与備品について、指定管理者から市への報告がなかったことや、貸与備品の棚卸を実施していなかったことから、現存する貸与備品と指定管理協定書の物品明細及び備品台帳に差異が生じていたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、貸与備品と協定書の物品明細及び備品台帳の突合を行い、適正な備品台帳を整備するとともに、貸与備品が使用不能となった場合の市への報告を着実にを行う体制を強化し、再発防止に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(107 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(おふくろの宿について(施設管理状況評価票での評価について)(林業施設管理費))</p> <p>施設管理状況評価票では、「課題がある場合の今後の改善方法」も記載するようになっている。</p> <p>特にここ近年は、利用者数の減少、宿泊料収入、料理・売店等収入の減少により収支が悪化しているが、評価票ではそのことに触れた上で今後どのような対応を取るかのコメントがない状況が継続している。</p> <p>このような記載状況では実質的に評価していないと言わざるをえず、今後改善が必要である。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者の経営状況について、分析が不十分であったことから、収支の悪化を適正に捉えていなかったため、施設管理状況評価票中、「課題がある場合の今後の改善方法」についての意見が未記入となっていたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>収支の悪化について、早急な経営の立て直しを図る必要があることから、経営改善のための方策を検討し、提言及び実施することを目的として林務課内にプロジェクトチームを設置しました。</p> <p>今後は、原因分析や改善方法等を明確にし、指定管理者への提言を行うとともに、経営改善に向けた継続的な取り組みを実施してまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農業委員会事務局

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
○	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(135 頁) 農業委員会について (ホームページの掲載事項について) 今般の「農業委員会等に関する法律」改正により、「農地等の利用の最適化の推進」が法令業務となった。しかし、監査時に農業委員会のホームページを確認したところ、いまだ「農業委員会の業務」等のページで更新されていない状況であった。 ホームページの掲載内容は、正確であることが大前提であり、「いわき市ホームページ情報提供要綱」によれば、ホームページの管理責任者として、統括管理者のもと当該所属長が適切な管理を行う必要があるとされている。また、ホームページへ情報を掲載するにあたっては、適切な時期に掲載するとともに、掲載した情報については随時更新し、常に最新の状態に維持管理しなければならないとされている。 市民への情報提供は極めて重要な施策であることから早急に改善する必要がある。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 平成 30 年 7 月 8 日より、農業委員会が新体制に移行したことに伴い、ホームページにおける農業委員会の組織変更、農業委員等の情報を更新したところ、新たな業務情報の更新を失念したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] 当該業務情報について、速やかに更新しました。 今後は、いわき市ホームページ情報提供要綱に基づき、一層の市民への情報サービスの提供とその向上に取り組むため、所属長の指導のもと、ホームページ制作リーダーにおける更新・削除の確認の徹底を図ってまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(44 頁)</p> <p>いわき市における農林水産業の施策に関する状況について</p> <p>(「いわき市農業・農村振興基本計画」の数値目標について)</p> <p>現在の数値目標には含まれていないが、重要なものとして以下のものが考えられ、今後計画を策定する際には検討すべきと考える。</p> <p>① 販売農家の農業所得に関するもの</p> <p>各種振興施策が実施されているが、その最終目標の 1 つとして販売農家の農業所得の拡大があるものと考えられる。基本計画の中での現状分析でも、「農産物の価格が低迷し、農業所得の減少、営農意欲の減退等が見受けられる」との記載があり、農業所得の増加傾向が示されれば、各施策が連関して良好に進捗している一つの目安になるものとする。</p> <p>② 耕作放棄地の発生防止に関するもの</p> <p>振興施策の 2 「農地」、基本施策「農地の確保と有効利用」の個別施策として、「耕作放棄地の発生防止」があげられ、重点戦略となっており、基本計画の中で数値目標を明示すべきものとする。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>①について、</p> <p>計画策定時、農業所得の数値につきましては、国が 5 年おきに調査する「農林業センサス」の数値を利用するしかなかったため、毎年実施する進行管理の項目として位置付ける必要性が低かったため、当該計画の数値目標に設定しなかったものです。</p> <p>②について、</p> <p>当該施策より担い手の育成・確保が重要施策であったため、優先順位等を考慮し、当該計画の数値目標に設定しなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>①及び②について、</p> <p>当該項目の数値目標の設定につきましては、次期「いわき市農業・農村振興基本計画」に明記する必要性等について、関係部署及びいわき市農業・農村振興基本計画審議委員会等で検討してまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(45 頁)</p> <p>いわき市における農林水産業の施策に関する状況について</p> <p>(「いわき市農業・農村振興基本計画」における進行管理表での自己評価・課題の記載内容について)</p> <p>平成 28 年度における達成状況が 100%未達となっている項目があるが、自己評価を受けて、次年度以降にどのように取り組むのかの記載がないものが多く、PDCA サイクルの運用としては不十分であり、評価を受けて次年度以降の取組み方針についても検討すべきと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>PDCA サイクルの適切な運用方法等について、関係部署等に周知・徹底されていなかったことが原因であると考えます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>次期計画におきましては、PDCA サイクルの運用方法等について、適切な運用が図られるよう、周知を徹底してまいります。</p> <p>また、「いわき市農業・農村振興基本計画審議委員会」において定期的に事業の点検、評価及び改善を実施することで、より適正な PDCA サイクルの運用が図られるよう努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(61 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(株いわきの里鬼ヶ城の収支状況について(いわきの里鬼ヶ城管理費))</p> <p>株いわきの里鬼ヶ城は、平成 22 年以降、東電賠償金収入を除くと一貫して収支が赤字となっている。市は、平成 29 年度このような状況を改善するため、中山間地域活性化モデル事業を開始し、利用者数、収益の増加を図ろうとしているが、今後増加が望めない場合には、会社は債務超過に陥る可能性がある。収支悪化の要因を見極めた上で存続の可否、その後の対応等の検討が必要になると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>平成 22 年以降、東電賠償金収入を除く収支が赤字となっている要因としては、原発事故の影響などにより平成 21 年度をピークに売上が減少していることや、人件費など経費の削減が進まない状況にあることなどが挙げられます。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>株いわきの里鬼ヶ城の厳しい経営状況を踏まえ、平成 30 年 12 月から、運営体制の強化、支出の削減、収入の増加の 3 つの視点から調査、分析を行うプロジェクトを実施し、その成果を令和元年 5 月に株いわきの里鬼ヶ城に対し提言、現在、これに基づく経営改善策を実施しているところです。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(62 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(指定管理者候補者の決定について(遠野オートキャンプ場管理費))</p> <p>評価項目のうち事業実施体制の業務水準の維持、向上の具体的な方策については、1名の委員が否という評価をしている。形式的に判断する側面はあるものの、指定管理者を非公募、随意契約によっていることから、評価が否の理由の確認、各項目の評定を選定委員で議論するなど十分な協議をし、その結果を記録しておくことが必要と考える。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>1名の委員が、評価項目のうち事業実施体制の業務水準の維持、向上の具体的な方策について否という評価をした点においては、評価後の質疑・応答により十分に議論されたと判断できたことから、その結果を記録していなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後の指定管理者選定委員会においては、総合評価だけでなく個別評価においても、否の評価があった場合は、引き続き十分な議論を行うとともに、その結果を記録し、その後の施設運営に活かしてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(66 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(預託契約書における記載事項について(営農資金預託金))</p> <p>市の農業者等への融資においては、預託融資制度が採られている。その中では、農協への預託金から生ずる収益の授受、また農協の融資業務に対する事務費用の支払の扱いが問題となるが、上記扱いの具体的記載はない。「預託契約書」でその扱いにつき明文化することが必要であるとする。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわき市営農資金融資制度の運用当初から、当該資金の融資によって生じる収益につきましては、預託先に帰属し、また、当該融資業務に係る事務費用については、預託先において負担するものと双方で共通認識を持っていたため、預託契約書に明文化しなかったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度の契約におきましては、預託先と契約内容等について協議を行い、収益の授受及び事務費用の負担について明文化したところです。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(67 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(「6 秒 CM コンテスト」の動画について (いわき産農林水産物風評被害対策事業費))</p> <p>現在も市の「魅せる課」のホームページ及び Youtube において閲覧が可能であり、Youtube で閲覧数を確認したところ、発表から 8 カ月経過している中で合計閲覧数は 8,809 回であった。一方、市は 3 月の 1 か月間限定して、当動画を Youtube においてバンパー広告として、東京及びいわき市において使用したが、この時の閲覧数は 38 万回であった。市のホームページや Youtube に公開するのみでは、作成に関わった関係者からさらに広く周知される点では限界があると考えられ、いわき市野菜の“安全・安心”に関するアピール力を高め、風評被害を払拭することを目的として作成された動画であり、その効果をより高める工夫を行う必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該動画については、4 コマ絵コンテ企画の公募を行い、プロの手で CM を制作し、公開したものであり、4 コマ絵コンテ企画の募集、企画の選考、撮影、CM の編集等にそれぞれ期間を要し、バンパー広告として使用した期間が 3 月の 1 か月間となったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>平成 31 年度 (令和元年度) いわき産農林水産物風評被害対策事業では、「6 秒 CM コンテスト」において作成した動画を WEB 用コマーシャルとして活用することにより、その効果を高めることとしました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(68 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(ポータルサイト及び「いわき野菜 Navi」の作成・運営に関する委託契約について (いわき産農林水産物風評被害対策事業費))</p> <p>現在、いずれも当初の委託先と随意契約を継続しているが、その理由として対応が可能な唯一の業者であるためとしている。内容からしてさほど専門的な知見を有する内容とは考えられないことから、随意契約とするにはより積極的な理由を付すことが必要であると考え。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>「ポータルサイト」及び「いわき野菜 Navi」の随意契約において、その理由を Web サイトの制作会社であることなどの抽象的なものを記載し、当初の委託先が対応可能な唯一の業者であるとしていることについて、より具体的かつ明確な理由の記載が不足しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>随意契約の方法により契約を締結する場合におきましては、より具体的かつ明確な理由を記載するなど、関係法令等を遵守し、適切な事務執行に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(73 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(ヒアリングシートのヒアリング項目について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>補助金申請者は申請にあたってヒアリングシートを提出する。交付要綱において「補助対象者がこの要綱に基づく補助金以外の補助金等を交付され、又は交付の決定を受けている場合は、当該補助対象事業から除くものとする。」とされているが、ヒアリング項目の中に当該状況を問う項目がない。申請者を牽制する意味もあり項目を設けることが望ましいと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該補助金以外の補助金等を交付又は決定されている場合は、当該補助対象事業から除かれることから、申請にあたり他の補助金の交付、決定の有無について、申請前に聞き込み等により確認をおこなっていたため、ヒアリングシートには項目を設けておりませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度において、ヒアリング項目の見直しを図り、ヒアリングシートに当該状況を問う項目を追加しました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(73 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(補助事業申請可能期間について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>「実施基準」において、採択基準の一つに「各事業とも継続事業は3ヶ年を限度とする」という項目がある。これは市の農業の生産振興に係る事業者に対して幅広に支援を行っていくという趣旨であるが、第四期プランでは3年以内であるが、第三期プランから通算すると3年を超えて補助金が交付されているものがある。プラン期間は異なるとしても、その趣旨は同様のものと考えられ、プランの期間を超えて制限を加えるかについて検討する必要があると考える。</p>	<p>〔当該事項が発生した原因〕</p> <p>実施基準では、「継続事業は3ヶ年を限度」としているものの、プラン期間を超えた場合を想定した取り扱いについて明確でなかったため、通算期間が3年を超えた交付が発生したものです。</p> <p>〔措置した内容及び再発防止策〕</p> <p>採択基準の趣旨を踏まえ、今後はプラン期間を越えて継続的に事業を行うものについても交付期限はプラン期間内の取扱いと同様に3年間とし、その期間を超えないよう、交付期間の確認の徹底を図ってまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(73 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(補助事業対象の内容及び記載について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>園芸作物パワーアップ事業で採択された補助事業対象で、段ボール出荷資材の購入のためというものがあつた。園芸作物パワーアップ事業の対象とする内容については、実施基準では「施設園芸の強化のため、農産物生産に必要な生産設備の導入や優良品種導入に対する支援」となっており、現在の文言上は補助事業対象にはならないものと考えられる。「補助事業対象」の内容及び記載について再検討する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>園芸作物の出荷にあたり、段ボールなどの出荷資材を一括購入することで削減できる資金を、苗木購入など他の用途に充てることで、さらなる生産拡大につながることから、補助の対象であると認識しておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度に実施基準における「補助事業対象」の内容について、出荷資材の一括購入等を追記するなど、一部改正を行いました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(73 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(ヒアリングシートの採点数について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>採択された事業の採点数を見ると 100 点満点で 30 点から最大で 45 点と低採点となっている。第三者から見た場合、形式的にせよこの点数で採択するのに問題がないか疑念が生ずる可能性もある。したがって、今後は、制度の趣旨を汲んだ上、補助事業対象全体として採択に値する項目は何かを見極め、配分基準を見直し、適切な採点数となるように改善する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>これまでの採点シートは、ヒアリングの各項目すべてを合計すると点数が 100 点となっているものの、あてはまるものを選ぶといった選択式の項目もあり、結果的に、合計点数が 67 点以上にはならない構成となっておりました。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>令和元年度に採点シートの改正を行い、配分基準の見直しを実施しました。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(77 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(補助対象の適切性について (農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費))</p> <p>いわきワイナリー自体が平成 27 年に初めていわき市内で開業された施設である。いわき市産のワインのブランド化を目指すに際して、まずは品質の向上 (そのための技術力向上) を優先すべきものであると考える。6 次化施設 (着地交流体験型施設) の整備については、いわき産ワインの品質について一定程度の評価を得た後に、誘客として実施することが適切であると考えられ、補助事業の有効性を十分に検討する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>6 次化施設 (着地交流体験型施設) については、当該施設を地域の観光拠点施設として位置付け、新たな人の流れをつくるものとして整備したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>6 次化施設 (着地交流体験型施設) の整備については、平成 30 年度に事業を完了しておりますが、ぶどう栽培・ワイン醸造の技術力向上に向けた取組みに対しては、令和元年度も補助金を交付することとしており、いわき産ワインの品質について一定程度の評価が得られるよう、引き続き支援してまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(82 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(稼働率の改善について (市営牧野経費))</p> <p>東日本大震災の影響により放牧地・採草地を閉鎖していたが、平成 28 年度に芝山牧野の全面開放を行ったものの、震災後の畜産事業者の減少もあり、放牧地の利用再開後の放牧延頭数は震災前の約半分の水準にある。</p> <p>収支について、震災前の平成 21 年度と比較すると、収支は約 7 百万円のマイナスで変動がないが、平成 30 年度から館下、東山牧野が採草地として再開することにより経費の増加が見込まれる。</p> <p>市は、畜産事業者への呼びかけに加え、一般財団法人日本草地畜産種子協会の HP への掲載を行い、放牧頭数の増加を図っているが、畜産事業者が減少している中において、収支差額のマイナスが拡大する場合には、市営牧野の運営方法について検討することが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>牧野の利用者となる畜産事業者が高齢化や後継者不在により減少し、原発事故の影響で牧野の利用を控える畜産事業者もおり、使用料収入が減少している状況です。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>市営牧野の利用再開にあたって、補助事業を活用しており、事業活用から最低 5 年間は草地として引き続き使用する必要があることから、利用者拡大に努めながら、現状の体制で運営していく予定ですが、畜産事業者が減少していく中で使用料収入を確保することが困難な時期が訪れる可能性があります。</p> <p>その際は、牧野が収益性ではなく、畜産事業者の経営コストを低減することを重視している施設であり、民間に委託することなどが困難であることを踏まえ、そのあり方について検討してまいりたいと考えております。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農地課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(91 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(入札手続について(緊急ため池防災対策事業費))</p> <p>平成 29 年度に行った工事 9 件のうち、桑木町ため池改修工事、山王作ため池改修工事の 2 件を対象に契約手続等について監査手続を実施した結果、両工事とも 1 社入札となっていた。</p> <p>指名競争入札において、入札辞退や最低制限価格を下回ったことにより、入札に参加する者が 1 人の場合、競争性が確保されないため、当該入札は中止することとされている。</p> <p>また、指名替えについては、2 回の入札で落札者がいない場合は、当初の指名業者以外の者から新たに指名した上で再度入札を実施するものとされている。</p> <p>一方、平成 26 年 3 月から時限措置として、建設工事における指名競争入札について、参加者が 1 者となった場合でも入札を成立させるものとしている。</p> <p>以上の時限措置から、当該 2 件の入札手続は有効と考えられるが、競争性を確保した入札手続となるよう指名替え不可の取扱いは極めて限定的なものとするべきである。本件においては、継続的な事業であることから、入札手続に要する期間を十分に確保すれば、施工可能期間に影響を及ぼさず、また時限措置を使用することなく、競争性を確保した入札手続を実施する</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該 2 件の工事につきましては、農閑期にのみ施工が可能であり、指名業者選定時において、指名替えを行った場合に契約時期が遅れることで工期が確保出来ず、翌年の水田の作付に支障をきたす恐れがあると判断されたことから、指名替え不可としたものであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、ため池改修工事を行う場合には、入札手続を早めに実施し余裕を持った工期設定をすることとし、競争性を確保するために指名替え可能とするよう努めてまいりたいと考えております。</p>	

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5 (1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
ことが可能であったものと思われ、今後留意が必要と考える。			

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部農地課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(93 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(川前地区農地周辺等追加除染事業委託に係る契約変更時期について (除染推進事業費 (繰越明許)))</p> <p>除染関連業務は、平成 28 年度が最終年度であり、原則、平成 29 年度に新たに執行することはできないことになっていた。但し、予算繰越を行えば除染業務として継続することが可能となっており、それに従い、当初の契約工期は、平成 29 年 3 月末となっていたものの事業内容から履行完了できないことが明らかのため予算繰越を行った。</p> <p>法面部の草刈・除草工の面積に関して、現場精査の結果当初の面積と相違が生じたこと、及び未舗装道路部の削り取りに関して、業務前の事前モニタリングを実施した結果、高さ 1 cm 空間線量率が全ての箇所において当初の見込みよりも低い値を示し実施しないこととしたため、業務終了直前の最終変更契約において大幅な減額となった。</p> <p>後者の事前モニタリングは平成 29 年 8 月の住民説明会の前に行われ、その後、削り取りは行わないことが承知されていたことから、その時点で一旦契約変更の手続きは行うことができたと考えられ、今後は可能な限り適時の対応が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本業務委託は、地区住民からの要望により、事業最終年度による予算制約等を受けながらも早急に対応したものであり、原設計時には様々な不確定要素を含んでいたため、設計変更項目も多岐にわたることが予想されておりましたことから、事務の効率化を考え、最終変更時に 1 回のみの変更契約を締結したものであります。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>今後、同様の事業実施にあたっては、可能な限り適時の対応ができるよう努めてまいりたいと考えております。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(104 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(湯の岳山荘指定管理者の指導強化について (林業施設管理費))</p> <p>山荘利用希望者からの予約の対応の遅れ、当日預り金の当日入金の遅れ、バンガローの自動火災報知設備の設置対応の報告遅れ等、たびたび始末書を林務課に提出している状況も見受けられ、今後指定管理者に対する指導強化が必要と考える。</p>		<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>指定管理者職員の配置については、山荘の利用のない日もあることなどの利用状況を勘案し、一年のうち約半分の期間は、職員の配置を半日勤務としていたことから、対応に遅れが生じる場合があったものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>職員の配置について、令和元年度から、一年を通して一日勤務の体制に変更し、対応に遅れが生じないよう体制を整えるとともに、指定管理者に対し指導を強化するなど、再発防止に努めてまいります。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(107 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(おふくろの宿について(おふくろの宿の収支状況について)(林業施設管理費))</p> <p>平成27年度から収支は赤字となっている。現在、指定管理者としてもコンサルタントの導入や商工会の指導により経営改善を図っているとのことだが、利用者数等の減少は外部要因の影響も大きいものと考えられ、今後増加が望めない場合には、収支悪化の要因を見極めた上で存続の可否、その後の対応等の検討が必要になると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>震災後、一時的に原発作業員や災害復旧作業員の利用が増加したものの、現在はその利用が無くなり、全体の利用が減少したことなどから、平成 27 年度からは赤字収支が継続している状況です。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>収支の悪化について、早急な経営の立て直しを図る必要があることから、経営改善のための方策を検討し、提言及び実施することを目的として林務課内にプロジェクトチームを設置しました。</p> <p>今後は、原因分析や改善方法等を明確にし、指定管理者への提言や、経営改善に向けた継続的な取り組みを実施していくとともに、施設のあり方についても検討してまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ウ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(108 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(造林事業費補助金交付時の現地調査について (造林事業費補助金))</p> <p>県が主体の事業であり、県は交付時に「福島県森林整備事業取扱要領」により竣工検査を行っており、市はそれらの書類で交付していれば特に問題ないとも言える。しかし、事業の趣旨から市が地元の森林整備事業の実態を確認することも重要と考えられ、補助金等交付規則で、必要な場合には現地調査を行うものとされており検討が必要であると考え。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>福島県が主体の事業であり、福島県は交付時に「福島県森林整備事業取扱要領」に基づき竣工検査を行っていることから、本市における現地調査は不要と判断していたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>事業の趣旨から本市が地元の森林整備事業の実態を確認することは重要なことと考えられることから、今後は、造林事業費補助金交付時の現地調査を必要に応じ実施していきたいと考えております。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
<p>(112 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(落石事故について (現年度発生災害復旧費 (単独)))</p> <p>県が「急傾斜地崩壊危険区域 鬼越地区」に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を施工している急傾斜地において落石事故が発生した。</p> <p>「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」においては、土地の保全について、土地の所有者等に対する努力義務の規定はあるものの、急傾斜地崩壊防止施設の管理者 (県) に対する規定はないため、県の賠償責任はなく、土地所有者である市が民法第 717 条の規定に基づく賠償責任を負うものとされ、また、急傾斜地の再度の被災防止策として、県より、崩落した崖地頂部に残った不安定 (危険) 岩塊の除去については、市で対応するよう指示された。</p> <p>市内で今後同様なケースが発生するかは現状定かでないが、少なくとも同様なケースが想起できる区域は再点検し、また仮に発生してしまった場合には、今回の事後対応を活かすことが望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>切り立った崖地で、永年の風雨に伴い、風化した岩盤に亀裂が発生し、台風等の多量の降雨と、強風で崖上部の立木が揺すられたことが誘因となり、大規模な崩落が発生したものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>同様の崩落事故が発生しないよう、今後林務課が所管する法面の点検を実施し、災害を未然に防止するよう努めてまいります。</p>		

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部水産課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(118 頁) 各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (「常磐もの」認知度向上首都圏 CM 放映業務の効果について(いわき産農林水産物風評被害対策事業費)) CM 映像の放送局については「東京 MX」を選定しているが、同局は視聴率が公開されていないため、CM 放送の効果が不明であり、事業目的を達成できているのか疑問があることから、目的を達成できる見込みのある媒体を十分に検討し、実施するべきであると考え。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] 予算や放送回数を勘案して放送局を選定した結果、視聴率が公開されていない東京 MX としたためです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] 実施計画において、CM などの効果が検証しにくいものは計上しないとの判断を受けて、事業を見直しました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 農林水産部水産課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	イ
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
	<p>(120 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(業務委託における予算設計について(漁業再開支援事業費))</p> <p>漁業再開支援事業の業務委託について、いわき市漁業協同組合及び小名浜底曳網漁業協同組合に委託しているが、両組合の水揚げ状況により作業量の乖離があるにもかかわらず、同じ人員配置及び日当単価で予算設計を行うことは問題があると考えられる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該業務は、同じ作業室で、漁協の区別なく、水揚げされた魚のスクリーニング検査を実施しており、作業内容に差がないことから、同じ人員配置及び日当単価を用い設計してきたものです。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策]</p> <p>小名浜底曳網漁業協同組合は主に沖合漁業を主とする組合であり、スクリーニング検査を必要とする沿岸漁業の割合が低いことから、当該漁協への委託業務を見直し、いわき市漁協のみとする整理を図りました。</p> <p>また、人員配置及び日当単価等についても、いわき市漁協から見積りを徴し、実態に合わせた適正な算定方法で設計を行いました。</p>	

包括外部監査の結果に係る措置通知書

部局等名 生活環境部環境企画課

監査の実施年度 (平成 30 年度)			
	是正または改善を要する事項	措置の種別 (取扱い方針 5(1)ア～ウ)	ア
○	意見または要望とする事項	措置した内容等	
(P128)	<p>有害鳥獣駆除事業費について (イノシシの目撃情報の一元管理について) イノシシの特性として、繁殖力が強く、また相当数が同時に移動してしまうことがあげられ、市内各地域のある時点で生息しているイノシシの情報を得ることは、困難である。</p> <p>したがって、限界はあるもののイノシシの目撃、被害、捕獲情報に頼らざるをえないが、平成 29 年度まで、所管課では支所まで含めた目撃情報の一元管理は十分でなかった。一元管理を行って、その情報を分析して捕獲者に伝達することで、より能動的、効果的な捕獲ができる可能性もある。よって、外部関係機関の連絡・調整を行う農業振興課等とも協議し、今後一元管理を行う必要がある。</p> <p>なお、平成 30 年度からは一元管理を行うよう改善されている。</p>	<p>[当該事項が発生した原因] イノシシの目撃情報について、支所から情報収集していなかったため、農業振興課等と一元管理が行えませんでした。</p> <p>[措置した内容及び再発防止策] 平成 30 年度より、イノシシの効果的な捕獲に向け、目撃情報を支所から収集し、農業振興課等と一元管理を行っております。</p>	

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(46 頁)</p> <p>いわき市における農林水産業の施策に関する状況について</p> <p>(「いわき市農業・農村振興基本計画」における各年度のアクションプランの設定について)</p> <p>市は「いわき市農業・農村振興計画」を平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 か年の計画として策定し、平成 32 年度に達成すべき目標値を定めるとともに、各年度の目標値も定め、毎年度の進捗管理を行っている。しかし、5 か年計画における毎年度の具体的な行動計画としてのアクションプランは策定していない。目標達成に向けて計画期間における各年度に実施すべきアクションプランを定めるべきと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>当該計画は、各下位計画(第四期農業生産振興プラン等)の基本となっておりますが、各目標数値の達成に係る具体的なアクションプランにつきましては、下位計画において定めるものであるとされていたことから、特段、当該計画にアクションプランを定めておりませんでした。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>「いわき市農業・農村振興基本計画」は総合計画であり、全体の方向性を示すものであることから、今後におきましても、具体的なアクションプランについては、原則、各下位計画において定めていくものとします。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(69 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (事業の効率性について(自家消費作物モニタリング事業費))</p> <p>平成29年度においては2,907件まで減少している。平日の日数は休日を除くと247日となるが、1 検査所の 1 日当たりの検査回数の平均値は0.9回と 1 回未満まで落ち込んでいる状況である。各地域の住民に必要とされる検査の頻度や実態を十分に調査し、検査所の輪番開所や受付時間の短縮などにより効率的な事業の実施が必要であると考えます。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>現在、市内で採取されるもののうち、出荷制限等がかけられている品目が山菜等の一部であること、家庭菜園で栽培される農産物においては、ほとんどが検出下限値未満であることなどから、検査件数が減っているものと考えております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>栽培された農産物等の検査件数は減っておりますが、出荷制限が解除されていない野生の山菜等については、未だに問い合わせ等も多く、検査結果についても基準値を超えるものが多数存在している状況にあります。</p> <p>こうしたことから、市民の安全安心を確保するためにも、検査体制の継続は必要であるものと考えておりますが、検査件数につきましては減少傾向にあることから、市民のニーズや事業効率などを踏まえ、今後の検査体制のあり方について検討してまいりたいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(75 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(補助金交付後の現場視察について(第四期新農業生産振興プラン推進事業費補助金))</p> <p>実際の廃棄の状況、補助金の事業効果の検証、また今後の補助対象事業選定の参考のためには、定期的な現場視察も併せて実施する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>財産処分の状況確認や事業効果の検証については、交付要綱等に基づく書面によるのみ実施しており、定期的な現場視察は実施しておりません。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>現行の「第四期新農業生産振興プラン」の計画期間は令和 2 年度までであり、今後、令和 3 年度以降を対象とする新たなプランの策定事務を進めていくこととしておりますので、当該プランの内容を検討していく中で、現行の成果等の検証に加え、次期プランで採用する財産処分の状況確認や事業効果の検証方法に係る具体的な手法などについて十分に検討したいと考えております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(77 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(事業計画の実行可能性について(農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費))</p> <p>5 年目までのKPIが定められているが、KPI 達成のための追加的な投資や施策の要否が不透明であり、収支計画等により確認されていない。また、実施計画で記載されているKPIはA 法人が運営するワイナリーに限定された記載となっており、地方創生という目的において、面的な広がりがどのように見込まれるのかが不透明であり、今後状況を注視していく必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>本事業における KPI (重要業績評価指標) については、効果が現れるまで一定の期間を要するとの認識の下、事業実施者との協議の中で設定したものであり、追加的な投資等を想定しているものではなく、また、ワイナリーを運営するいわきワイン推進協議会にあっては、施設等を所有する A 法人を中心にスタートアップに取り組んでいるため、KPI について限定的な記載となったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>地方創生の実現に向けては、協議会を中心に地域が一体となってワイン産業の育成に取り組むことが肝要であり、そのスタートアップの取組みに対し、行政が一定の支援を行ったものであり、今後においては、同協議会をはじめ、市内の生産者や商業者、福祉団体等と行政が連携し、新たな事業参画者の育成も視野に入れながら、取組みを拡大していく必要があると認識しております。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(78 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (実績報告書の検証について(農福商工連携・着地交流体験型施設整備事業費))</p> <p>実績報告書に支出明細が添付されており、市職員が検査の際に領収書等を閲覧し、支出の事実を確認しているとのことであるが、事務費として文具代等に80万円程度が計上されているなど、当該事業目的に照らして妥当な経費なのか疑問が残る。本件に関しては、いわきワイナリーを運営するA法人与補助事業の実施主体であるいわきワイン協議会の会長が同一であり、ワイナリー運営・製造・販売はA法人が行っていることから、補助事業対象経費として報告されている経費がいわきワイン協議会とA法人で混同する可能性がある。今後、補助対象経費として報告された支出が事業目的に照らして妥当なものなのか、さらに十分な審査を行う必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>いわきワイナリーが属するいわきワイン協議会につきましては、いわきワイナリーの施設を運営、管理している A 法人の理事長を中心として、スタートアップに取り組み、円滑な協議会運営等を実施するため、A 法人の理事長が同協議会の会長に就任したところです。このことから、協議会への補助対象経費について混同し易い環境となってしまいました。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>補助事業の実施主体であるいわきワイン協議会の補助経費については、いわきワイナリーを運営する A 法人の経費と明確に分ける必要があることから、今後も引き続き、実績報告時の領収書等について、混同の有無及び支出の妥当性等を踏まえて精査し、経費の適正な運用を徹底してまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(81 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(応募資格における地域要件の拡大について (フラワーセンター施設運営費))</p> <p>直近の指定管理者の募集において、応募資格を「いわき市内に事業所を置く法人等に限る」としていることもあり、応募者は 2 者であった。地域要件の拡大により、応募者がより多く集まり、その結果サービスの質の向上が図られる可能性もあるため、今後地域要件の拡大の検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>フラワーセンターにつきましては、指定管理者に管理運営に必要となる経費を支払い、施設の使用料は市の収入とする徴収委託方式により管理をしております。指定管理料が固定であり、利用者増加による利益還元がない状況にあることも一因となり、指定管理者の応募者数が低調となっていると考えます。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>地域経済への配慮や市内事業者の育成・支援の考えから、指定管理者の公募については、市内事業者に限定して実施することとします。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部農業振興課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(81 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (市民アンケートの実施について(フラワーセンター施設運営費))</p> <p>指定管理者は入園者に随時アンケートを行い、その意見や要望を把握し、管理運営に反映させている。しかし、市として一般市民向けアンケートを実施したことはなく、そのアンケート結果も管理運営に反映させれば、より幅広い市民層の来場により入園者数が増加する可能性もあり、市としてもアンケートの実施の検討が望まれる。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>現在、入園者に対してはアンケート等を通じてその意見や要望を把握しておりますが、一般市民向けのアンケートにつきましても、調査対象者の選定など効果的な実施方法等が確立されていなかったため、アンケート調査を実施しなかったものです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>一般市民向けのアンケート調査の実施については、有効な実施手法について十分な調査・研究を要することから、当面、現行の入園者向けのアンケートの実施を継続し、管理運営に反映してまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(105 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について (石森山生活環境保全林の委託契約について (林業施設管理費))</p> <p>業務内容及び実施状況の写真から見て、ときわ台生活環境保全林の業務内容と大差はないものと考えられ、現状の理由では委託契約を随意契約とするには乏しく、ときわ台生活環境保全林同様の入札の導入を検討する必要があると考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>昭和 47 年度に石森山生活環境保全林を整備するにあたり、管理区域内の森林所有者や隣接地等を所有している地元住民で当該保全林を整備するため、地元住民による「いわき市自然休養村協力会」を発足し、これまで管理業務を委託しております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>石森山生活環境保全林については、今後も地元住民で整備していくことから、「いわき市自然休養村協力会」への業務委託を継続してまいります。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(109 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(貸付金の必要性について(林業振興資金貸付金))</p> <p>市の外郭団体であるいわき市森林組合に対して、毎年1年返済で30,000千円(年利率0.5%)の貸付をおこなっている。いわき市森林組合は、平成29年12月末現在の財務諸表によると、財務状況は現預金412,932千円を有し、純資産も313,184千円であり、経営状況も黒字で推移している。さらに、過去の組合長の理事会での発言を見ると、期末の資金繰りの厳しいときに利用しているとのことであるが、月中は余剰状況となっているものと思われる。以上より、現在の林務課予算の厳しい状況を考えれば、現在の貸付を他事業に振り向けるべきと考える。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>森林組合からの要望により、林業経営の円滑化と林業の振興を図るため、造林及び保育、樹苗等の購入、素材・立木等の委託販売、林業用機械の購入等に要する運用資金として、毎年30,000千円の短期貸付を行っております。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>貸付の実施や金額の設定については、森林組合と協議の上、検討していくこととします。</p> <p>また、貸付は、毎年短期貸付により運用し、返還金は翌年度の貸付の財源としているため、他事業の財源に振り向ける場合には、市全体の財源調整が必要であると考えます。</p> <p>なお、利息(年利率0.5%)については、林業振興事業や間伐材普及促進事業の財源として運用しているものです。</p>

包括外部監査の結果に係る検討報告書

(現行の事務処理を継続するもの)

部局等名 農林水産部林務課

監査の実施年度 (平成 30 年度)	
意見または要望とする事項	検討内容等
<p>(110 頁)</p> <p>各課及び各施設における事務の執行及び管理運営について</p> <p>(入札参加有資格者名簿について(公有林整備事業費))</p> <p>いわき市の入札参加有資格者(役務の提供の部)において、森林整備の業種がないことから、福島県の森林整備業務競争入札参加有資格者名簿を参考としたことが記載されている。当該事業は過年度からの整備事業であること、今後の継続事業となる可能性もあることから、入札参加有資格者の登録の際に、該当する業種を登録しておくことが必要であると考え。</p>	<p>[当該事項が発生した原因]</p> <p>公有林整備事業については、年間の入札件数が 10 件程度で、且つ、主に林務課に限定している事業であり、全庁的に実施しているものではないことから、入札参加有資格者(役務の提供の部)において、森林整備の業種がなかったためです。</p> <p>[現行の事務処理を継続する理由]</p> <p>福島県の森林整備業務競争入札参加有資格者名簿におけるいわき市内の登録業者が、いわき市の入札参加有資格者(役務の提供の部)にも登録されていますが、早急にいわき市の入札参加有資格者(役務の提供の部)に新たな業務を追加することは、庁内他部との協議が必要となり、困難であります。また、現行の事務処理上において支障が生じていないことから、現行の事務処理を継続してまいります。</p> <p>しかしながら、将来、現行の事務処理上において、支障が生じる可能性も否定できないことから、今後においては、いわき市の入札参加有資格者(役務の提供の部)に森林整備の業務を追加することを検討してまいります。</p>